

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023 年 10 月 18 日

当庫は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・ LMA グリーンローン原則
- ・ 環境省グリーンローンガイドライン

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関が各種原則等に適合することの認証を付与していることを確認しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・ICMA グリーンボンド原則
- ・環境省グリーンボンドガイドライン

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関が各種原則等に適合することの認証を付与していることを確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・LMA サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・環境省サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関が各種原則等に適合することの認証を付与していることを確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・ICMA サステナビリティ・リンク・ボンド原則
- ・環境省サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関が各種原則等に適合することの認証を付与していることを確認しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・ ICMA クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
- ・ 金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
- ・ LMA グリーンローン原則
- ・ ICMA グリーンボンド原則
- ・ LMA サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・ ICMA サステナビリティ・リンク・ボンド原則
- ・ 環境省グリーンボンドガイドライン
- ・ 環境省グリーンローンガイドライン
- ・ 環境省サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ 環境省サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関が各種原則等に適合することの認証を付与していることを確認しております。

以 上